

令和3年3月

一般財団法人橋本循記念会
令和3年度奨学生募集要項

一般財団法人橋本循記念会

当財団は、「奨学金給与規程」の規定に基づき、下記のとおり令和3年（2021年）度
外国人奨学生を募集します。

記

1. 奨学生に応募できる者

- (1) 東アジアの出身者であること。
- (2) 令和3年3月現在、京都府内の各大学（短期大学を除く）人文科学系の学部(1回生以上)もしくは大学院（学部よりの進学予定者を含む）に在学する外国人留学生で、
勉学上経済的援助を必要とすると認められ、且つ学業成績優秀な者。

2. 奨学金並びに支給期間

(1) 奨学金

学部学生 月額 100,000円
大学院生 月額 100,000円

(2) 支給期間

奨学金の支給期間は令和3年（2021年）4月または10月（各大学始業月）
から開始し、所定の修業年数とする。尚、修業年数は以下のとおり。

- ・学部奨学生…学部卒業までの正規の最短修業年限まで
- ・大学院奨学生（修士課程）…修士課程修了までの最短修業年限まで
- ・ 〃 （博士課程）…博士課程修了までの最短修業年限まで

（但し、博士課程で前期・後期とあるものは、各期をそれぞれ修士課程、博士課程とみなす）

(3) その他

奨学生の学業又は性向などにおいて、問題があると考えられる場合は、奨学金の
交付を停止することがあります。

3. 奨学生の採用予定人員

令和3年（2021年）度の採用予定人員は若干名とする。

4. 応募の手続

奨学生に応募する者は、下記の書類を添えて在学する大学の指定する日までに大学長へ
提出しなければならない。

(1) 新規応募者

- ①願書並びに調査表（財団所定様式一奨1）
- ②在学中の大学学部もしくは大学院の成績証明書（各大学所定様式）
- ③在学中の大学学部もしくは大学院の指導教授又は大学長の推薦書（財団所定様式-奨2）
- ④出願理由等（財団所定様式一奨3）*自筆で書くこと
- ⑤住民票の写し（旧制度：外国人登録原票記載証明）
- ⑥3ヶ月以内の健康診断書（各医療機関所定様式可）
- ⑦6ヶ月以内に撮影した写真（上半身正面5cm×3.5cm）

*上記①の願書並びに調査票（別紙様式一奨1）の所定の空欄に貼付すること

(2) 再応募者

令和2年度奨学生で、2021年3月末日をもって所定の修業年限を終える奨学生
が、引き続き奨学金受給を希望する場合は、下記①②の書類と共に改めて応募しな
なければならない。

- ①前記4項（1）①～⑦の所定の各書類
- ②（大学院修士課程もしくは博士課程進学予定者対象）
 - ・学部卒業論文もしくは修士論文のコピー、又は要約したもの
 - ・各論文に対する指導教授の所見

5. 応募書類の提出期限

前項の応募手続上の必要書類は、当該学校当局の手続を経て令和3年4月30日（金）
までに当財団事務局へ必着のこと。
尚、応募書類は返却致しませんので、予めご了承ください。

6. 奨学生の決定

令和3年5月中旬開催予定の、財団選考委員会による書類並びに面接審査を経て合格者
を決定し、在学する大学長を通じて本人に通知する。

以上

（お問い合わせ先）

〒604-0845 京都市中京区烏丸御池上る東側二条殿町541
泰宏ビル4階
一般財団法人橋本循記念会 事務局
TEL：075-254-7855
FAX：075-212-4888
MAIL：konishi@konishilaw.com